し尿処理施設維持管理業務委託

一　般　仕　様　書

特　記　仕　様　書

南那須地区広域行政事務組合

一　般　仕　様　書

目　次

第１章　一般事項
　第 1 条　目的
　第 2 条　業務の範囲
　第 3 条　業務の履行
　第 4 条　運転管理
　第 5 条　業務責任者等の選任
　第 6 条　業務責任者等の職務
　第 7 条　労務管理
　第 8 条　教育・訓練等
　第 9 条　提出書類
　第 10 条　緊急事態の発生時の対応
　第 11 条　秘密等の保持
　第 12 条　関係法令の遵守
　第 13 条　検査の実施

第２章
　第 14 条　運転計画書等
　第 15 条　運転操作
　第 16 条　保守点検
　第 17 条　修繕等
　第 18 条　報告書等

第３章　管理費用範囲
　第 19 条　支給・貸与物件等
　第 20 条　受託者の負担費用

第１章　一般事項

（目的）

第１条　この仕様書は、南那須地区広域行政事務組合（以下「委託者」という。）が設置した、し尿処理施設（以下「施設」という。）でのし尿処理業務を適切に行うことを目的とする維持管理業務（以下「業務」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

（業務の範囲）

第２条　本委託業務の範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、修繕及びこれらに付随する一切の業務とする。

（業務の履行）

第３条　受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、仕様書その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

（運転管理）

第４条　施設の運転は、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うとともに、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める水質基準を遵守すること。

（業務責任者等の選任）

第５条　受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、副責任者（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

２　前項の規定により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たな責任者等を選任しなければならない。

（業務責任者等の職務）

第６条　責任者等の職務は、次のとおりとする。

⑴　業務責任者は、施設に常駐し、委託者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

⑵　業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全性及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。

⑶　業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、委託者に報告し、その指示を受けるものとする。

⑷　副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。

（労務管理）

第７条　受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。

⑵　従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一とし

て、作業効率・作業能率の向上に努めること。

⑶　受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

（教育・訓練等）

第８条　受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。

２　受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

（提出書類）

第９条　受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を委託者に提出すること。

⑴　業務着手届

⑵　業務責任者等選任届

⑶　業務従事者名簿

⑷　資格取得者名簿

⑸　緊急連絡体制表

２　前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届書等を提出すること。

（緊急事態の発生時の対応）

第 10 条　受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

２　受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、委託者に通報すること。

３　受託者は、緊急事態発生時の対応措置について、委託者に書面で速やかに報告すること。

（秘密の保持）

第 11 条　受託者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第 12 条　受託者は、業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

（検査の実施）

第 13 条　受託者は、当月分の業務完了届を翌月の指定された期日までに報告書等と併せて提出しなければならない。

２　委託者は、受託者の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。

⑴　書類検査（第 18 条に規定する各種報告書等）

⑵　その他検査員の指示する事項

第２章　業務要領

（運転計画書等）

第 14 条　受託者は、運転計画書、業務計画書、作業計画書等を作成し、速やかに委託者に提出すること。

（運転操作）

第 15 条　施設の運転は、運転計画書及び委託者が貸与する運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行すること。

２　委託者の実施する工事等に伴い、運転計画方法の変更が必要な場合には、受託者は、委託者と協議して変更すること。

（保守点検）

第 16 条　受託者は、常に施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて実施すること。

２　予備の機材、部品等の整理・整頓に心がけ、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、受託者が責任をもって補充しなければならない。

（修繕等）

第 17 条　受託者は、保守点検作業時に発見した不良個所や故障個所を、備付工具、予備の部品等を用いて、委託者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

２　業務の履行上、受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理すること。

（報告書等）

第 18 条　受託者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに委託者に提出すること。

第３章　管理費用範囲

（支給・貸与物件等）

第 19 条　受託者が業務履行のため必要とする物件等で、委託者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

⑴　支給物件

ア　電気、ガス、灯油、水道

イ　各種薬剤、燃料及び油脂類

ウ　予備品、消耗品、補修原材料

⑵　貸与物件

ア　し渣及び脱水汚泥運搬車

イ　保守点検用具、備付工具、工作用機器

ウ　完成図書（運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書、機器図面・配置図・系統図など竣工図書類）

エ　その他委託者が必要と認めたもの

⑶　施設等の使用

ア　運転管理に必要な各室、事務室、更衣室等

２　委託者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることができる。

３　受託者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。

４　受託者は、これらの物件等の紛失、損傷等または物件の不適正な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

（受託者の負担費用）

第 20 条　次の費用、物件は受託者が負担する。

⑴　業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費

⑵　業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、各種安全用具及び生活用具等の物件費

⑶　業務に必要な外線電話の設備及び維持費

⑷　業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器、事務用備品等

⑸　委託者が支給し、貸与する物件以外のその他業務に必要な費用

特　記　仕　様　書

目　次

第１章　業務概要
　第１条　業務の概要
　第２条　業務の範囲
　第３条　業務従事者名簿等の提出
　第４条　有資格者の配置
　第５条　業務従事者の交替
　第６条　業務従事者の服装

第２章　業務内容
　第７条　保守点検作業内容
　第８条　受入日及び受入時間
　第９条　運転時間
　第10条　業務の引継ぎ

第３章　補　則
　第11条　自動車保険
　第12条　損害賠償
　第13条　委託料の請求

第１章　業務概要

（業務の概要）

第１条　業務の概要は、次のとおりである。

⑴　業務委託名　し尿処理施設維持管理業務委託

⑵　委 託 箇 所　栃木県那須烏山市大桶444番地
南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター し尿処理施設

⑶　履 行 期 間　令和４年10月１日から令和７年９月30日まで（３年間）
（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）

⑷　施 設 概 要

ア　処理能力　70kL/日（し尿：26kL/日　浄化槽汚泥：44kL/日）

イ　竣工年度　昭和 60 年（H11～12 改良改造工事、H25～26 基幹改良工事）

ウ　処理方式　【水 処 理】主 処 理：標準脱窒素処理
高度処理：凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過
【汚泥処理】脱水
【臭気処理】薬液洗浄＋活性炭吸着処理

エ　放 流 水　【放 流 先】那珂川（１級河川）

⑸　水質基準

項目	単位	計画値
PH		5.8～8.6
BOD	mg/L	10 以下
COD	mg/L	25 以下
SS	mg/L	20 以下
T-N	mg/L	30 以下
T-P	mg/L	1 以下
色度	度	30 以下
大腸菌群数	個/㎤	1,000 以下

（業務の範囲）

第２条　業務の範囲は、次のとおりである。

⑴　搬入受付業務

ア　し尿及び浄化槽汚泥搬入車両の受付及び搬入伝票の整理

⑵　次に掲げる設備の運転操作、保守、点検、整備、修繕、測定記録等

ア　受入貯留設備

イ　標準脱窒素処理設備

ウ　高度処理設備

エ　汚泥処理設備

オ　臭気処理設備

カ　電気設備

キ　計装設備

ク　建築設備

⑶　し渣及び脱水汚泥の搬出業務

ア　し渣及び脱水汚泥を施設より搬出し隣接するごみ処理場へ運搬

⑷　水質分析等

ア　運転管理に必要な水質分析（PH、COD、BOD、SS、NH4-N、NO3-N 等）及び含水率測定

⑸　施設の清掃、整頓

ア　装置、設備、処理棟各室内、廊下及び受託者が使用する部屋等の清掃

イ　物品等の整理整頓

ウ　運転日誌等帳票類の整理、整頓

エ　施設周囲の環境整備（草刈り、植木・花壇の手入れ等）

⑹　処理用薬品類、消耗品類、貸与物件等の管理業務

ア　業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会

イ　貸与物件の管理

（業務従事者名簿等の提出）

第３条　受託者は、業務従事者の氏名、生年月日、住所等を記載した業務従事者名簿及び第４条に規定する資格取得者名簿を委託者に提出すること。

（有資格者の配置）

第４条　受託者は、次の資格を有する者を配置すること。

⑴　し尿処理施設技術管理者

⑵　危険物取扱者（乙種第４類）

⑶　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

⑷　フォークリフト運転技能講習修了者

⑸　その他業務上必要な資格者

２　前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

（業務従事者の交替）

第５条　受託者は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として 20 日前までに有資格者証の写しを添えて委託者に提出し、承諾を受けるものとする。

２　受託者の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとする。

（業務従事者の服装）

第６条　受託渣は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

２　業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、

作業靴等を使用し又は着用すること。

第２章　業務内容

（保守点検作業内容）

第７条　一般的な作業内容については、次のとおりとする。

⑴　適用範囲

本作業内容は、し尿処理施設維持管理の一般的なものについて定めるものであり、本作業内容に明記なき事項であっても、施設の良好な運転を維持するために必要な事項について、受託者は、委託者と協議して必要な装置を講じること。

⑵　管理

業務に関する従事者の監督については、受託者が全責任を負うものとする。

⑶　安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。

２　業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

⑴　機器、装置、操作盤の清掃及びプラント設備の床洗浄

⑵　プラント設備全体の４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）作業

⑶　保守点検整備

ア　保守点検は、各設備の機器、装置を巡回し、外観による観察及び、計器の指針・数値に異常がないか確認するとともに、必要に応じ計測器による測定等を行うこと。なお、異常を発見した場合は、直ちに委託者に報告するとともに必要な処置を講ずること。

イ　整備は、常に各種機器、装置が正常に稼動するよう機器等の油漏れ・水漏れの防止、、消耗品の交換、油脂等の注油・補充、錆止め塗装等を行うこと。

⑷　薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて委託者に連絡すること。

⑸　運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出

ア　業務予定表

イ　運転管理日報

ウ　運転管理月報

エ　運転管理年報

オ　点検整備報告書

カ　故障報告書

キ　事故報告書

ク　その他必要な書類及び帳簿等

（受入日及び受入時間）

第８条　し尿及び浄化槽汚泥搬入車両の受入日及び受入時間は次のとおりとする。

⑴　受入日は原則として祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、第１、第３及び第５土曜日は受入日とする。

⑵　受入時間は午前８時 30 分から午後５時（午後０時から午後１時までを除く。）までとする。ただし、第１、第３及び第５土曜日は午前 12 時までとする。

（運転時間）

第９条　各処理工程の運転時間は、次のとおりとする。

⑴　受入貯留工程　　７．５時間／日、５日／週

⑵　標準脱窒素処理工程　　２４時間／日、７日／週

⑶　高度処理工程　　２４時間／日、７日／週

⑷　汚泥処理工程　　２４時間／日、７日／週

⑸　臭気処理工程　　２４時間／日、７日／週

（業務の引継ぎ）

第 10 条　受託者は、委託契約締結後、前受託者より速やかに業務の引継ぎを受け、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。なお、これに要する費用は受託者が負担するものとする。

２　受託者は、委託契約期間内に新たな受託者に対し、業務が滞ることのないよう十分な引継ぎを行わなければならない。なお、これに要する費用は、新たな受託者が負担するものとする。

第３章　補　則

（自動車保険）

第 11 条　受託者は、業務履行中に委託者が貸与する車両の運行に際し生じた事故等について、直ちに委託者に報告することとし、その事故等の補償については、委託者が加入する自動車損害共済を適用するものとする。

（損害賠償）

第 12 条　受託者は、業務履行中に故意又は過失により、委託者の建物、工作物その他の備品等を破損若しくは滅失させたとき、又は第三者へ対物、対人等の損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。ただし、次の場合は、この限りではない。

⑴　損害が自然災害等に起因するとき

⑵　損害が委託者の責に起因するとき

⑶　損害が公正な第三者により受託者の責に起因すると認められないとき

（委託料の請求）

第 13 条　受託者は、各月ごとの運転管理月報を委託者に提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料を請求するものとする。

添付書類

１　処理工程図
２　全体配置図
３　地下１階 機器配置図
４　１階 機器配置図
５　２階 機器配置図